

## 無害化認定制度とは ～PCB対策、進んでいますか？～

前回は、産廃処理業者を選定する際の選択肢として、再生利用認定制度について解説いたしました。  
 今回は、再生利用認定制度と同じく大臣認定である無害化認定制度についてご紹介いたします。  
 無害化認定制度の対象となっている廃棄物の中で、処理期限が迫っているPCB廃棄物について特に取り上げます。

### 無害化認定制度の概要

無害化認定制度とは、「処理が難しい廃棄物」を高度な技術によって無害化することができる業者が環境大臣から認定を受けることで産業廃棄物処理業許可を不要とする制度です。  
 「処理が難しい廃棄物」とは、具体的に石綿廃棄物、PCB廃棄物とされています。

### 制度の対象となる廃棄物（平成27年7月現在）

特に!!

#### 石綿廃棄物

- ・廃石綿等
- ・石綿含有産業廃棄物（スレート、Pタイル、石膏ボード等）

#### PCB廃棄物

- ・廃PCB等
- ・PCB汚染物（トランス、コンデンサ、安定器等）
- ・PCB処理物

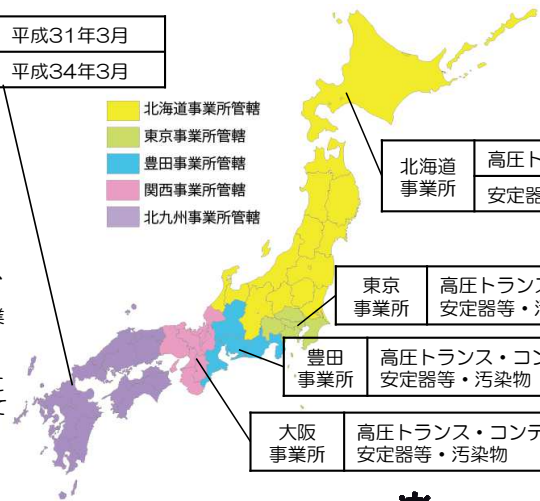
### PCB廃棄物の処理期限が迫っています！！

PCB廃棄物については処理完了期限が法律にて平成39年3月31日までと定められています。PCB廃棄物はPCBの濃度によって区別されています。国の監督の下、高濃度のPCB廃棄物を処理するJESCOでは、全国を5つに区分し、それぞれの地域に処理事業所を設けているのですが、各事業所で処理完了期限より早い委託完了期限が設定されています。また、高濃度以外のPCB廃棄物の場合は、無害化認定業者に処理委託することができます。ただ、無害化認定業者は数が少なく（平成27年7月現在20数社）各施設の処理能力には限りがあるため、順番待ちをしなければなりません。さらに、処理料金が高額（数十万～数千万円）になってくるので、社内決裁にも時間がかかることが予想されるため、早めにご対策ください。当社から無害化認定業者をご紹介することもできますので、ぜひご相談ください。

### JESCO各事業所管轄地域と委託完了期限

北九州事業所	高圧トランス・コンデンサ等	平成31年3月
	安定器等・汚染物	平成34年3月

- 北海道事業所管轄
- 東京事業所管轄
- 豊田事業所管轄
- 関西事業所管轄
- 北九州事業所管轄



北海道事業所	高圧トランス・コンデンサ等	平成35年3月
	安定器等・汚染物	平成36年3月

東京事業所	高圧トランス・コンデンサ等 安定器等・汚染物	平成35年3月
-------	---------------------------	---------

豊田事業所	高圧トランス・コンデンサ等 安定器等・汚染物	平成35年3月
-------	---------------------------	---------

大阪事業所	高圧トランス・コンデンサ等 安定器等・汚染物	平成34年3月
-------	---------------------------	---------

#### ！注意！

#### 処理能力が追い付かない！？

平成25年3月末で、全国で約86,000事業所でPCB廃棄物の保管が行われており、中でもトランス・コンデンサ類は約340万台、安定器は約580万個保管されています。当社の調査によりますと、JESCO大阪事業所及び東京事業所では、処理能力に対して管轄地域内のPCB廃棄物の量が膨大であるため、このままだとJESCOの受入期限内に処理ができないPCB廃棄物が約6,000t出てくると考えられます。



### 今月の『わくの目』～PCBは国の目論みだった…かもしれない～



PCBは、もしかしたら国の数十年越しの目論みだったかもしれないという説があります。つまり、PCB廃棄物を大量に排出させ、その処理費用を民間企業に負担させるという計画が元々あったのではないかと、ということです。国内PCBの生産開始から現在までの流れを簡単に説明すると下記ようになります。

- 1954年 海外では既に普及していたPCBを国内で生産開始  
 PCBは不燃性・絶縁性に優れていたため、トランスやコンデンサ等電気機器の絶縁油として広く使用される
- 1968年 PCBが人体に有害ということが発覚  
 カネミ油症事件というPCBが原因の食中毒事件で、全国で約14,000人の被害者が出る
- 1973年 PCBの製造・使用・輸入が禁止  
 しかし1968年～1973年間でPCB流通量が急増  
 （その背景にはもしかすると国やメーカーの何か思惑があったのではないかと…）
- 2004年 国の監督下でJESCO設立
- ～現在 JESCOにて高額な処理料金でPCB廃棄物の処理を行う



上記の流れを見ると、元々、国の意向でPCBを国内生産し始め、PCBが人体に有害であるということが分かったあとに市場の流通量が急増し、最終的に国にPCB廃棄物の処理料金が返ってくるようになってきていることが分かります。  
 …怪しいと思うのは私だけでしょうか。

### 処理完了期限に間に合わなかったらどうなるの？



処理完了期限時点で未処理のPCB廃棄物を保管していた場合は、どうしたら良いのですか？

その場合は、未処理PCB廃棄物の排出事業者が「**自ら処理をする**」ことになります。



あ！廃棄物処理法上の「**事業者は自らの廃棄物を自ら処理しなければならない**」という原則ですね。…ということはPCB処理のためにJESCOと同等の処理施設を設置しなければならないということになりますね。

そうですね。つまり**膨大な資金が必要**になるのです。



大変だ……。処理完了期限までまだまだだと思っていはいけません。早めに対策をしないと！



PCB廃棄物処理も  
**HAMADA**  
 営業部：072-686-3100

NEXT 次回は、「産業廃棄物の処理委託基準～廃棄物引き渡しまでの保管基準～」について解説致します  
 ※本記事の内容は弊社独自の見解を含んでいます。実務に関しては管轄の自治体にご確認ください。

発行：株式会社浜田  
 CSR担当 今井・浦嶋  
 TEL:072-686-3500